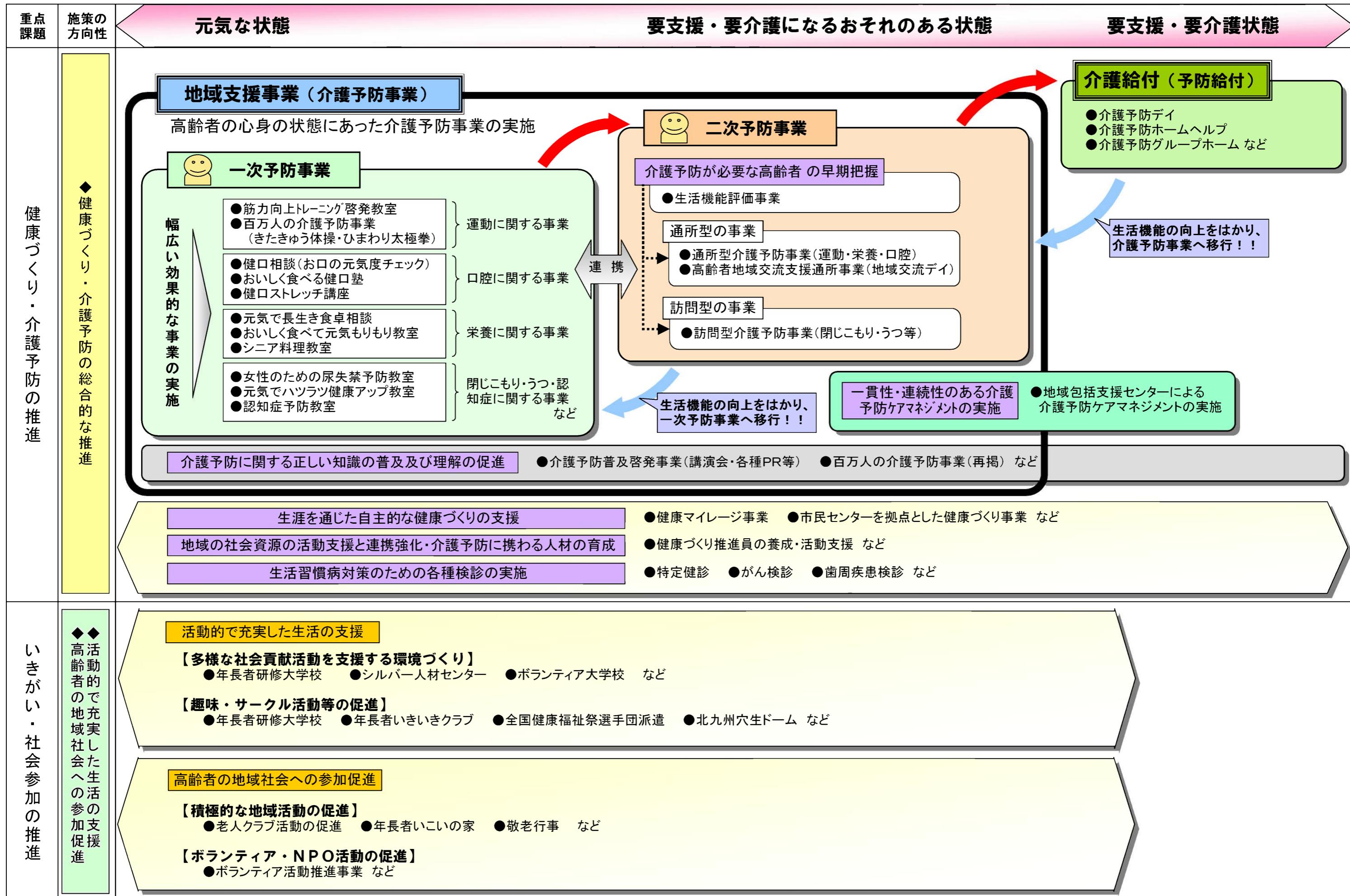


# 高齢者の生きがいづくり・介護予防事業



## 各分科会の役割分担と今後の検討課題について（分野別的重要課題）

### 1 生きがい・介護予防分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策（施策の方向・基本的施策）	主な取組み（平成21～23年度）	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (※ 介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
1 生きがい・社会参加の推進	2 活動的で充実した生活の支援 〔基本的な施策〕 (1) 多様な社会貢献活動を支援する環境づくり (2) 趣味、サークル活動等の支援  5 高齢者の地域社会への参加促進 〔基本的な施策〕 (1) 積極的な地元活動の促進 (2) ボランティア・NPO活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の社会貢献活動に係る環境づくりの推進（人材育成等）。</li> <li>○ 生涯学習や文化・スポーツ活動の機会提供。</li> <li>○ 高齢者の地域社会への参加支援（老人クラブ活動の促進等）。</li> </ul>	<p>高齢化の進行に伴い、高齢者の生きがいづくりがますます重要になる一方、高齢者の社会における役割や活動がこれまで以上に期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様なライフスタイルへの対応</li> <li>○ 高齢者の地域社会への参加促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教養、文化、スポーツ活動等の機会の提供。</li> <li>○ 高齢者の社会参加のための環境づくり、人材育成。</li> <li>○ 高齢者の主体的な地域貢献の促進。</li> </ul> <p>など</p>
2 健康づくり・介護予防の推進	1 健康づくり・介護予防の総合的な推進 〔基本的な施策〕 (1) 生涯を通じた健康づくり、介護予防の推進 (2) 効果的な介護予防の取組みの推進 (3) 健康づくり・介護予防を支援する仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯を通じた自主的な健康づくりの支援 (健康マイルージ事業、市民センターを拠点とした健康づくり事業 等)</li> <li>○ 生活習慣病対策のための各種検診の実施</li> <li>○ 介護予防に関する正しい知識の普及及び理解の促進</li> <li>○ 介護予防が必要な高齢者の早期把握</li> <li>○ 介護予防に効果のある事業の実施</li> <li>○ 一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメントの実施 (地域包括支援センターによる支援 等)</li> <li>○ 地域の社会資源の活動支援と連携強化・介護予防に携わる人材の育成（人材の育成、自主活動の支援）</li> </ul>	<p>これまでの取組みを通じ、健康づくり・介護予防の重要性の理解の促進、取組みへの動機づけが進んできた。</p> <p>今後は、生涯を通じて自主的な健康づくりを継続するための支援策や、より効果的な介護予防事業のあり方（対象者の把握手法、支援体制づくり、普及啓発方法等）などに力を入れていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯を通じた健康づくりの推進</li> <li>○ より効果的な介護予防の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主的な健康づくりを継続するための支援策の検討。 (稼働層を含む幅広い層への普及・啓発 等)</li> <li>○ より効果的な介護予防の検討</li> </ul> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業について ※ 再掲</li> <li>・ 地域包括ケアについて</li> <li>・ 新たなサービスの実施について（介護予防等）</li> </ul> <p>など</p>

### 2 認知症対策・権利擁護分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策（施策の方向・基本的施策）	主な取組み（平成21～23年度）	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (※ 介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
3 認知症対策の充実	3 認知症対策の充実・強化 〔基本的な施策〕 (1) 予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実 (2) 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援 (3) 認知症高齢者の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民啓発の推進（認知症サポートキャラバン事業 等）</li> <li>○ 認知症の予防（認知症予防教室 等）</li> <li>○ 早期発見・早期対応・連携の充実（ものわすれ外来 等）</li> <li>○ 安全の確保（徘徊高齢者等SOSネットワークシステム 等）</li> <li>○ 家族介護支援（認知症コールセンター 等）</li> </ul>	<p>認知症への理解を深めるため、市民啓発や認知症サポーターへのフォローアップのあり方について検討する必要がある。</p> <p>また、認知症の早期発見・早期対応へ向けて、関係機関相互の連携を推進する必要がある。</p> <p>これらの課題とあわせて、家族による介護を支援するため、相談やサービス等を通じた負担軽減を図るとともに、認知症高齢者の安全確保を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症高齢者のケア、家族への支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症サポーターの養成、フォローアップのあり方。</li> <li>○ 認知症ケアの充実 (早期発見・早期対応、安全確保 等)</li> <li>○ 家族の負担軽減 (電話、面接等による相談 等)</li> </ul> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業について ※ 再掲</li> <li>・ 認知症対策の充実について (市民後見人の活用、認知症に関する調査研究 等)</li> </ul> <p>など</p>
4 虐待防止、権利擁護の充実	4 虐待防止・権利擁護の推進 〔基本的な施策〕 (1) 介護する家族への支援の充実 (2) 虐待防止・権利擁護の仕組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者虐待防止事業の推進（予防、啓発、早期発見、早期対応）</li> <li>○ 成年後見、市民後見の促進（みると・らいとの連携 等）</li> </ul>	<p>高齢者虐待の発生を未然に防ぐため、引き続き啓発活動を実施するとともに、虐待の発生時に、迅速・適切な対応ができるよう高齢者虐待防止システムの更なる充実を図る必要がある。</p> <p>また、高齢者の権利擁護の促進に向けて、引き続き成年後見制度の利用促進を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虐待の防止、早期対応の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者虐待防止システムの向上。（啓発、防止、早期対応）</li> <li>○ 市民後見人を活用した成年後見制度の拡充</li> </ul> <p>など</p>

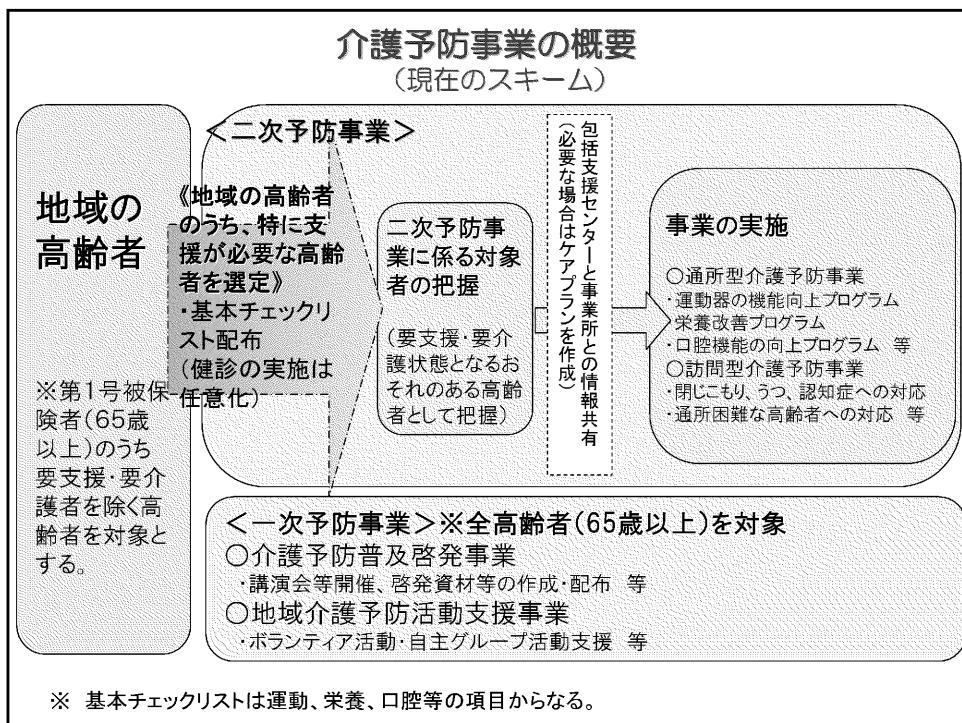
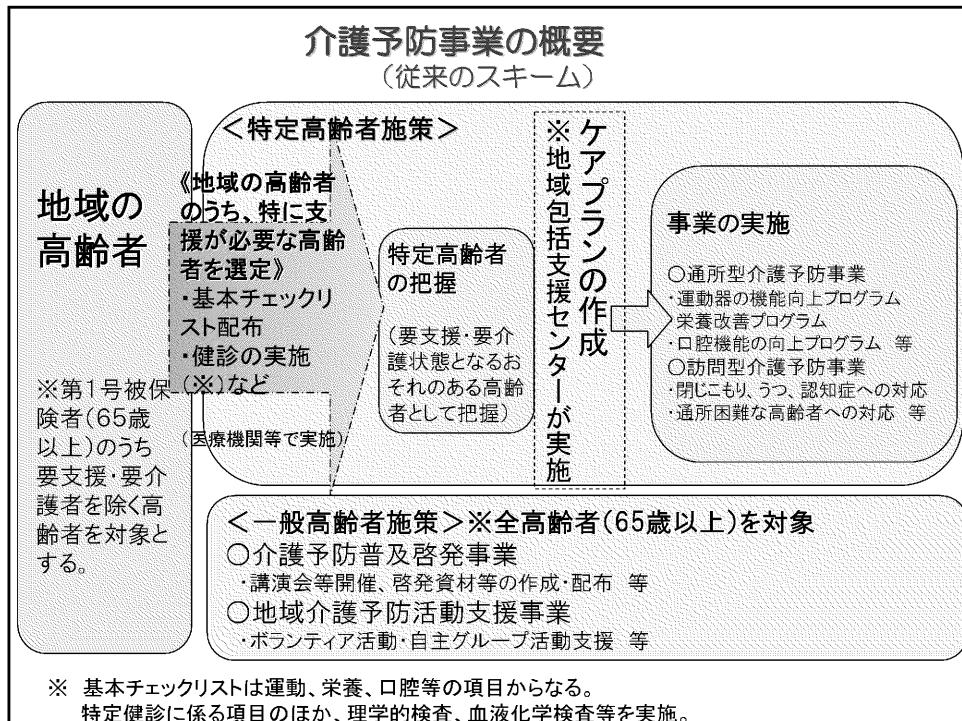
### 3 地域包括支援分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策（施策の方向・基本的施策）	主な取組み（平成21～23年度）	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (※ 介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
5 総合的な相談・支援体制の充実	<p>6 地域における安全・安心の確保 〔基本的な施策〕            (1) 見守りネットワークの充実            (2) 防犯・防災対策の推進 ※開拓施策            (3) 外出しやすい生活環境の整備 ※開拓施策</p> <p>7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり 〔基本的な施策〕            (1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実            (2) 地域包括支援センターを中核とした取り組みの推進            (介護予防事業の実施、高齢者虐待の発生防止・早期対応)            (3) 在宅福祉サービスの推進（訪問給食サービス等）</p> <p>9 高齢者を支えるサービスの充実 〔基本的な施策〕            (1) 在宅生活を支援するサービスの充実            (2) 保健・医療・福祉の連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いのちをつなぐネットワーク事業の推進</li> <li>○ 地域包括支援センターの周知、関係機関等のネットワークの構築。</li> <li>○ 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実            (介護予防事業の実施、高齢者虐待の発生防止・早期対応)</li> <li>○ 在宅福祉サービスの推進（訪問給食サービス等）</li> </ul>	<p>高齢者に係る問題の増大・複雑化に対応した支援の充実を図るために、見守り・相談・支援に係る継続的な質の確保に努める必要がある。</p> <p>また、高齢者が身近な地域で安心して相談を行うとともに、切れ目のない支援が受けられるよう、相談・支援体制の推進を図る必要がある。</p> <p>○ 身近な地域での相談と“切れ目のない”支援のできる連携の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護や医療、地域などと連携した相談支援体制の強化。</li> <li>○ 統括支援センター(各区)のマネジメントの基で、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士がチームでアプローチできる体制づくり</li> <li>○ 在宅生活を支えるサービスのあり方</li> </ul> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域支援事業について ※ 再掲</li> <li>・ 医療との連携について</li> <li>・ 日常生活圏ごとの分析について</li> <li>・ 新たなサービスの実施体制について ※ 再掲</li> <li>・ 地域包括支援センターの運営について</li> <li>・ 地域包括ケアについて ※ 再掲</li> </ul>

### 4 介護保険分科会、地域密着型分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策（施策の方向・基本的施策）	主な取組み（平成21～23年度）	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (※ 介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
6 高齢者を支えるサービスの充実	<p>7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり 〔基本的な施策〕            (1) 質の高いサービスを適切に選択できる環境の整備</p> <p>8 介護保険制度の円滑な実施 〔基本的な施策〕            (1) 介護保険制度の適正な運営            (2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進</p> <p>9 高齢者を支えるサービスの充実 〔基本的な施策〕            (1) 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニーズに対応した介護サービスの提供（利用者数の増加）</li> <li>○ 介護サービス等の基盤整備（特別養護老人ホーム等の整備）</li> <li>○ 介護人材の確保・育成（就労支援、研修の実施）</li> </ul>	<p>高齢化の更なる進行を受けて、要介護高齢者の地域生活を支える介護サービスの基盤整備や在宅サービスの推進を図るとともに、高齢者の住まいの提供等に努める必要がある。</p> <p>一方で、介護サービスの利用者の増加に伴い介護給付費の増加が見込まれることから、地域のニーズや市民の意見を踏まえて、介護給付費と介護保険料について検討する必要がある。</p> <p>○ 地域生活を支えるサービスの整備            ○ サービスを支える人材の確保            ○ 増加する介護給付費への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域生活を支える介護サービスの推進。            (特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、在宅サービスなど)</li> <li>○ 介護人材の確保・育成。（有資格者の就労支援等）</li> <li>○ 次期介護保険料の検討。</li> </ul> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者人口、及び要介護認定者数の見込み</li> <li>・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み</li> <li>・ 施設整備について（事業見込量等）</li> <li>・ 地域支援事業について ※ 再掲</li> <li>・ 地域包括ケアについて ※ 再掲</li> <li>・ 日常生活圏ごとの分析について ※ 再掲</li> <li>・ 市町村特別給付等について</li> <li>・ 介護保険料、介護サービスの利用料について</li> <li>・ 新たなサービスの実施体制について ※ 再掲</li> </ul>

(H22.8.6 要綱改正の概要)



## 二次予防事業の流れ

※人数等は平成21年度の実績値(概数)

### A 二次予防事業対象者の把握

65歳以上の要支援・要介護の状態にない高齢者全員(約190,000人)に基本チェックリスト(健康いきいきチェック)を郵送

### B 二次予防事業対象者候補者の選定

返送された基本チェックリスト(約130,000人)から国の基準により候補者を選定し、介護予防健診受診券を送付(約36,000人)

未回収者(約60,000人)  
現在、未回収者は規定なし

介護予防健診を受診(約10,000人)

### C 二次予防事業対象者の決定

健診受診者の中から国の選定基準により二次予防事業対象者を決定(7,760人)(介護保険非該当など健診以外にも決定者あり)

### D 二次予防事業対象者に対するアプローチ

地域包括支援センターが、二次予防事業対象者に訪問・電話などで介護予防の必要性の説明や事業への案内を行う

### E 介護予防ケアプラン作成

本人の同意を得て  
ケアプランを作成

### F 介護予防事業の実施

通所型・訪問型など各事業を実施

### G 介護予防効果の評価